

公益財団法人滋賀県消防協会職員旅費支給規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、公益財団法人滋賀県消防協会（以下「協会」という。）の役員及び職員（以下「役員等」という。）に対して支給する旅費に関し、必要な事項を定めるものとする。

(旅費の支給)

第2条 役員等が、協会の用務のため出張するときは、旅費を支給する。

(役員等以外の旅費)

第3条 役員等以外の者が、協会用務のため出張する場合は、旅費を支給することができる。

(準 用)

第4条 旅費は、この規程に定めるもののほか、滋賀県職員旅費支給条例を準用する。

附 則

この規程は、公益財団法人滋賀県消防協会の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。